

# 香川大学ビジネススクールの研修生を応援します！

## ～中小企業後継者育成事業のご案内～

公益財団法人かがわ産業支援財団では、中小企業の後継者育成・確保のために中小企業後継者育成事業を実施しています。

本事業の一つ「研究機関等への研修事業」の研修先として、「香川大学大学院地域マネジメント研究科(専門職学位課程)」を採用し、中小企業から香川大学大学院地域マネジメント研究科に派遣された方に対し、授業料の一部を助成しています。

### 1. 応募資格

香川県内に事業所を有する中小企業から香川大学大学院地域マネジメント研究科に派遣された方で、原則として実務経験が3年以上で年齢がおおむね25歳以上40歳未満の方。

### 2. 助成金の額

標準修業年限2年分の授業料の2分の1以内とし、金額は助成金支給決定の際にお知らせします。

- (1) 1年次終了時に所定の単位(16 単位)を取得する見込である方に、1年次に大学に納付した授業料の2分の1以内
- (2) 2年次終了時に経営修士(専門職)の学位を取得する見込である方に、2年次に大学に納付した授業料の2分の1以内

### 3. 支給申請

(1) 次の書類を派遣元企業の所在地を管轄する商工会議所、商工会に提出する。

- ① 支給申請書(様式 No.1)
- ② 研修生カード(様式 No.2)
- ③ 派遣元企業の承諾書(様式 No.3)
- ④ 入学許可証の写

様式は次のHPからダウンロードできます。 [www.kagawa-isf.jp/sien/hojokin/koukeisya.htm](http://www.kagawa-isf.jp/sien/hojokin/koukeisya.htm)

- (2) 上記の書類を受理した商工会議所、商工会は、推薦書(様式 No.4)を添えて財団に提出する。
- (3) 申請期限は、入学を許可された年の5月末です。

### 4. 支給決定

財団が申請書類等の審査を行い、助成決定者に決定通知書を送付します。(様式 No.5)

### 5. 助成金の支給

- (1) 1年次終了時に報告書(様式 No.6)及び請求書(様式 No.7)に履修状況確認書(様式 No.8)を添付して請求してください。(所定の単位(16 単位)を取得見込であることを確認して支払います。)
- (2) 2年次終了時に報告書(様式 No.6)及び請求書(様式 No.7)に履修状況確認書(様式 No.8)を添付して請求してください。(経営修士(専門職)の学位を取得見込であることを確認して支払います。)
- (3) 請求期間は、1年次終了時及び2年次終了時ともに3月10日～3月19日です。

※なお、授業料を派遣元企業が負担している場合は、派遣元企業に委任払いします。(様式 No.9)

#### <申込・問合せ先>

(公財)かがわ産業支援財団 ファンド事業推進課 後継者育成事業担当  
TEL 087-868-9903/FAX 869-3710 HP [www.kagawa-isf.jp/](http://www.kagawa-isf.jp/)  
〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2F